

さつま町公告

令和 7 年 第 5 号

地域農業経営基盤強化促進計画(以下「地域計画」という。)を定めるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第7項の規定により公告し、地域計画の内容を次のように縦覧に供する。

なお、地域計画案について、縦覧期間満了までに、本町に意見書を提出することができる。

令和7年12月2日

さつま町長 上野 俊市



1 縦覧期間 自 令和7年12月 2日
至 令和7年12月16日

2 閲覧場所 さつま町虎居704番地2
北薩地域振興局 さつま庁舎1階 さつま町担い手支援室内

3 地域計画を作成した区域

・鶴田地区 鶴田区

計 1区